

●香川県告示第208号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年8月15日から同年9月4日まで一般の縦覧に供する。

令和5年8月15日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 栗井観音寺線（240号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市栄町二丁目甲1792番 2地先から	前	7.1~21.3	31	道路整備事業による交差点改良
観音寺市栄町二丁目甲1793番 2地先まで	後	10.6~38.6	31	